

平成21年10月1日以降

一般労働者派遣事業の許可基準が変わります

1 資産要件について

1事業所あたり

- 基準資産額(資産－負債の額) 1,000万円
- 現金・預金額 800万円



- 基準資産額 **2,000万円**
- 現金・預金額 **1,500万円**

2 派遣元責任者の要件について

(1) 雇用管理経験

- 次のいずれかに該当する者であること
 - ① 雇用管理経験 3年以上
 - ② 雇用管理経験＋職業経験 5年以上
(雇用管理経験1年以上に限る。)
 - ③ 雇用管理経験＋派遣労働者としての業務経験 3年以上
(雇用管理経験1年以上に限る。)



- **①(雇用管理経験3年以上)のみに限定。**

(2) 派遣元責任者講習

- 派遣元責任者講習を、5年以内に受講



- **3年以内に受講**

3 適用期日について

- 新規許可の場合：**平成21年10月1日**、既存の許可の更新の場合：**平成22年4月1日**



現行の要件を適用

平成21年9月30日までに新規の許可及び許可の有効期間の更新を行う事業主

現行の要件と改正後の要件を適用

平成21年10月1日から平成22年4月1日以後最初の許可の有効期間の更新までに、事業所を新設する事業主

改正後の要件を適用

平成21年10月1日以降の新規の許可及び平成22年4月1日以降、許可の有効期間の更新を行う事業主

派遣元責任者の要件

- ・雇用管理経験
次のいずれかに該当する者であること。
 - 雇用管理経験3年以上
 - 雇用管理経験+職業経験5年以上
(雇用管理経験1年以上に限る。)
 - 雇用管理経験+派遣労働者としての業務経験3年以上
(雇用管理経験1年以上に限る。)

・派遣元責任者講習を5年以内に受講

○既存の事業所
【現行の要件を適用】

○新設する事業所
【改正後の要件を適用】

- ・雇用管理経験3年以上
- ・派遣元責任者講習を3年以内に受講

【改正後の要件を適用】

- ・雇用管理経験3年以上
- ・派遣元責任者講習を3年以内に受講

資産の要件

1事業所ごとに

- ・基準資産額 1,000万円
- ・現金・預金額 800万円

○既存の事業所
【現行の要件を適用】

○新設する事業所
【改正後の要件を適用】 1事業所ごとに

- ・基準資産額 2,000万円
- ・現金・預金額 1,500万円

【改正後の要件を適用】 1事業所ごとに

- ・基準資産額 2,000万円
- ・現金・預金額 1,500万円

例えば、一般労働者派遣事業を行う事業主(平成21年4月1日許可)が、平成21年10月1日に1事業所を新設し、その後、更新をする場合に必要となる資産額

平成21年4月1日
一般労働者派遣事業を
5事業所で新規許可

平成21年10月1日
新たに一般労働者派遣
事業所を1ヶ所新設

許可の
更新

平成24年4月1日
一般労働者派遣事業を
6事業所で更新

資産要件

1事業所ごとに
・基準資産額 1,000万円
・現金・預金額 800万円

※ 必要となる資産額

・基準資産額
1,000万円 × 5事業所
・現金・預金額
800万円 × 5事業所

合計
・基準資産額 5,000万円
・現金・預金額 4,000万円

資産要件(改正後)

1事業所ごとに
・基準資産額 2,000万円
・現金・預金額 1,500万円

※ 必要となる資産額
現行の資産要件と
改正後の資産要件を適用

・基準資産額
1,000万円 × 5事業所(既存)
2,000万円 × 1事業所(新設)
・現金・預金額
800万円 × 5事業所(既存)
1,500万円 × 1事業所(新設)

合計
・基準資産額 7,000万円
・現金・預金額 5,500万円

資産要件(改正後)

1事業所ごとに
・基準資産額 2,000万円
・現金・預金額 1,500万円

※ 必要となる資産額
改正後の資産要件を適用

・基準資産額
2,000万円 × 6事業所
・現金・預金額
1,500万円 × 6事業所

合計
・基準資産額 12,000万円
・現金・預金額 9,000万円